

○国土交通省告示第四百四十六号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成二十七年三月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 一般国道329号改築工事（金武バイパス・沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原地内から同町字金武佐久本原地内まで）

第3 起業地

1 収用の部分 沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原、字金武源原、字金武飛留喜田原、字金武頭呂地原、字金武福花原、字金武宮城原、字金武田慶志原、字金武大保根原、字金武宇謝原、字金武東江村渠、字金武慶武田原及び字金武佐久本原地内

2 使用の部分 沖縄県国頭郡金武町字金武飛留喜田原、字金武頭呂地原、字金武福花原、字金武大保根原、字金武東江村渠、字金武慶武田原及び字金武佐久本原地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、沖縄県国頭郡金武町字金武名古川原地内から同町字金武渡慶頭原地内までの延長4.8kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「一般国道329号改築工事（金武バイパス）」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第2号に掲げる一般国道に関する事業であり、法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

起業者である国土交通大臣は、既に本件事業を開始していること、一般国道の改築は、道路法第12条の規定により国土交通大臣が行うものとされており、本件区間は、同法第13条第1項の指定区間に該当することなどの理由から、起業者は、本件事業を施行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

一般国道329号(以下「本路線」という。)は、名護市を起点とし、うるま市、沖縄市等を経由して、那覇市に至る延長約91kmの主要幹線道路である。

このうち、本件区間に対応する本路線(以下「現道」という。)は、金武町の中心部を通過する唯一の幹線道路であり、沿線には米軍基地、住宅、商店等が存していることなどから、物流等による通過交通と地域住民による地域内交通等とがふくそうし、交通混雑が発生しているとともに、道路構造令(昭和45年政令第320号)に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間があるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮できていない状況にある。

平成26年6月に起業者が実施した交通量調査によると、現道の自動車交通量は、国頭郡金武町字金武地内で16,529台/日であり、混雑度は1.27となっている。

本件事業の完成により、本件区間に線形等の良好な道路が新たに整備され、現道の通過交通等を分担することから、交通混雑の緩和が図られるなど、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

(2) 失われる利益

本件事業が生活環境等に与える影響については、本件事業は環境影響評価法(平成9年法律第81号)等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が平成26年7月に、同法等に準じて任意で大気質、騒音等について環境影響調査を実施しており、その結果によると、大気質等については環境基準等を満足するとされており、騒音については環境基準等を超える値が見られるものの、遮音壁等の設置により環境基準等を満足するとされていることから、起業者は本件事業の施行に当たり、当該措置を講ずることとしている。

また、同調査によると、本件事業の施工区域内及びその周辺の土地には、動物については文化財保護法(昭和25年法律第214号)における天然記念物であるオカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ及びナキオカヤドカリ、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているクロイワトカゲモドキ等その他これらの分類に該当しない学術上又は希少性等の観点から重要な種(以下単に「重要な種」という。)が、植物については環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているナンゴクデンジソウ及びミスミイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているケスナヅル、クスノハカエデ、ヤエヤマネコノチチ及びオキナワギクその他これらの分類に該当しない重要な種が確認されている。これらについて、本件事業が及ぼす影響の程度を予測したところ、周辺に同様の生息又は生育環境が広く残されることなどから影

響がない又は小さいとされた種以外のものについては、保全措置の実施により、影響が回避・軽減されるものと予測されている。

主な保全措置としては、オカヤドカリ、ムラサキオカヤドカリ、ナキオカヤドカリ及びクロイトカゲモドキについては、建設機械の稼働によるれき死等が予測されることなどから、侵入防止柵を設置するなどの保全措置を講ずることとしている。ナンゴクデンジソウ、ミスミイ及びケスナヅルについては、工事による改変により、生育地点又は個体が消失すると予測されることから、個体を移植することとしている。加えて、起業者は、今後工事による改変箇所及びその周辺の土地で重要な種が確認された場合には、必要に応じて専門家の指導助言を受け、必要な保全措置を講ずることとしている。

本件事業の施工区域内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が3箇所存在するが、起業者は、金武町教育委員会と協議を行い、今後、必要に応じて記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、現道における交通混雑の緩和を主な目的とし、道路構造令による第3種第2級の規格に基づく2車線の道路を現道のバイパスとして建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より山側を通過するルート案及び現道拡幅案の3案について検討が行われている。申請案と他の2案とを比較すると、申請案は、道路延長は最も長くなるものの、集落から離れていることから施工性に問題がないこと、移転対象物件数が最も少ないこと、事業費が最も廉価であることなどから、社会的、技術的及び経済的な面を総合的に勘案すると、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は交通混雑が発生しているなど、交通混雑の緩和等を図る必要があることから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線沿線の自治体の長等からなる北部市町村会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 沖縄県国頭郡金武町役場